

都市再生整備計画(第1回変更)

きかいかんごうと しちく
堺環濠都市地区

おおさかふ さかい
大阪府 堺市

平成26年3月

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1(都市魅力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺の歴史文化の魅力をわかりやすく紹介する施設整備を行う。 ・地区内の公共交通機関である阪堺線の停留場の美装化を支援し、景観の向上を図る。 ・地区内を縦断する主要道路である大道筋を緑化し、景観の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)文化観光拠点施設整備事業【基幹・提案事業】 ・大道筋緑化事業【提案事業】 ・阪堺線停留場美装化事業【関連事業】
<p>整備方針2(観光ネットワークの構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーク&ライドにも役立つ総合的な観光情報を提供し、堺観光の基点となる施設整備を行う。 ・自転車による観光周遊を可能とするコミュニティサイクルポートを設置する。 ・地区内の公共交通機関である阪堺線の停留場の美装化を支援し、観光周遊を促進する。 ・歴史資源を有し、「まち歩き観光」のスポット・休憩所となる公園の再整備を行う。 ・地区内を縦断する主要道路である大道筋を緑化し、観光周遊を促進する。 ・歴史文化、伝統産業など地域特性を活かした堺らしい商店街モデルを創出する事業を支援し、観光周遊を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)文化観光拠点施設整備事業【基幹・提案事業】 ・ザビエル公園再整備事業、宿院町公園再整備事業【提案事業】 ・大道筋緑化事業【提案事業】 ・堺版元気な商店街創出事業【提案事業】 ・(仮称)文化観光拠点コミュニティサイクルポート整備事業【関連事業】 ・阪堺線停留場美装化事業【関連事業】
<p>整備方針3(観光誘客の促進と交流人口の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光バス駐車場などの整備により、団体観光客の受入れを拡大し、観光誘客を促進する。 ・観光案内や「茶の湯文化」の紹介・体験、与謝野晶子顕彰の全国的拠点となる観光交流センター機能を備えた施設整備を行う。 ・隣接する千利休屋敷跡と一体なった賑わいを創出するため、周辺道路の電線類地中化や歩道設置、舗装の美装化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)文化観光拠点駐車場整備事業【基幹事業】 ・(仮称)文化観光拠点施設整備事業【基幹・提案事業】 ・(仮称)文化観光拠点周辺道路整備事業(道路)【基幹事業】 ・(仮称)文化観光拠点周辺道路整備事業(電線共同溝・道路)【基幹事業】
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交付期間中の計画の管理について <ul style="list-style-type: none"> ・事業を円滑に推進するために、庁内関係部局が連携して進捗管理を行う。 ○まちづくりの住民参加 <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度に観光施策を推進するために、堺市と堺商工会議所・堺ホテル協会・社団法人堺観光コンベンション協会の官民が協同して、「おいでよ堺21実行委員会」を設立している。 ・本実行委員会では、平成19年度より堺環濠都市地区を中心に、市民団体であるNPO法人堺観光ボランティア協会の協力を得て、豊かな歴史文化資源を物語る貴重な文化財を期間限定で公開する「堺文化財特別公開」(H19～H20年度:年1回、H21～H24年度:年2回)を継続的に開催しており、こうした住民参加型のイベント等と連携して、観光振興を通じた賑わいと魅力あるまちづくりを展開していく。 ・また、平成27年3月の開設を目指す(仮称)文化観光拠点の観光案内施設や展示室においても、市民による観光ボランティアガイドの導入を予定している。 	

交付対象事業等一覧表

交付対象事業費	2,647.1	交付限度額	769.7	国費率	0.291
うち、社会資本整備総合交付金対象事業 計	2,647.1	うち、社会資本整備総合交付金対象事業 計	769.7		
うち、地域自主戦略交付金対象事業 計	0.0	うち、地域自主戦略交付金対象事業 計	0		

(金額の単位は百万円)

基幹事業①社会資本整備総合交付金

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度					
道路														
公園														
古都及び緑地保全事業														
河川														
下水道														
駐車場有効利用システム														
地域生活基盤施設	(仮称)文化観光拠点駐車場	旧市立塚病院跡地	堺市	直	-	H25	H26	H25	H26	237.6	237.6	183.0	54.6	45.8
高質空間形成施設	(仮称)文化観光拠点周辺道路(電線共回り道)	市道:大道西1号筋-2、市道:宿院南1号通、市道:錦出島線	堺市	直	-	H25	H27	H25	H27	188.2	136.8	136.8	0.0	136.8
高次都市施設	(仮称)文化観光拠点施設整備事業	旧市立塚病院跡地	堺市	直	-	H24	H26	H24	H26	1,226.0	1,203.1	1,203.1	0.0	1,203.1
地方都市リノベーション推進施設														
生活拠点施設														
既存建造物活用事業														
土地区画整理事業														
市街地再開発事業														
住宅街区整備事業														
地区再開発事業														
バリアフリー環境整備促進事業														
優良建築物等整備事業														
住宅市街地総合整備事業	拠点開発型													
	沿道等整備型													
	密集住宅市街地整備型													
	耐震改修促進型													
街なみ環境整備事業														
住宅地区改良事業等														
都心共同住宅供給事業														
公営住宅等整備														
都市再生住宅等整備														
防災街区整備事業														
合計										1,651.8	1,577.5	1,522.9	54.6	1,385.7

…A'

基幹事業②地域自主戦略交付金

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度					
道路														
公園														
河川														
下水道														
合計										0	0	0	0	0

…A''

※交付期間内事業期間は平成24年度以降を記載

※H24以降を記載

※H24以降分を記載

基幹事業 総計(①+②)

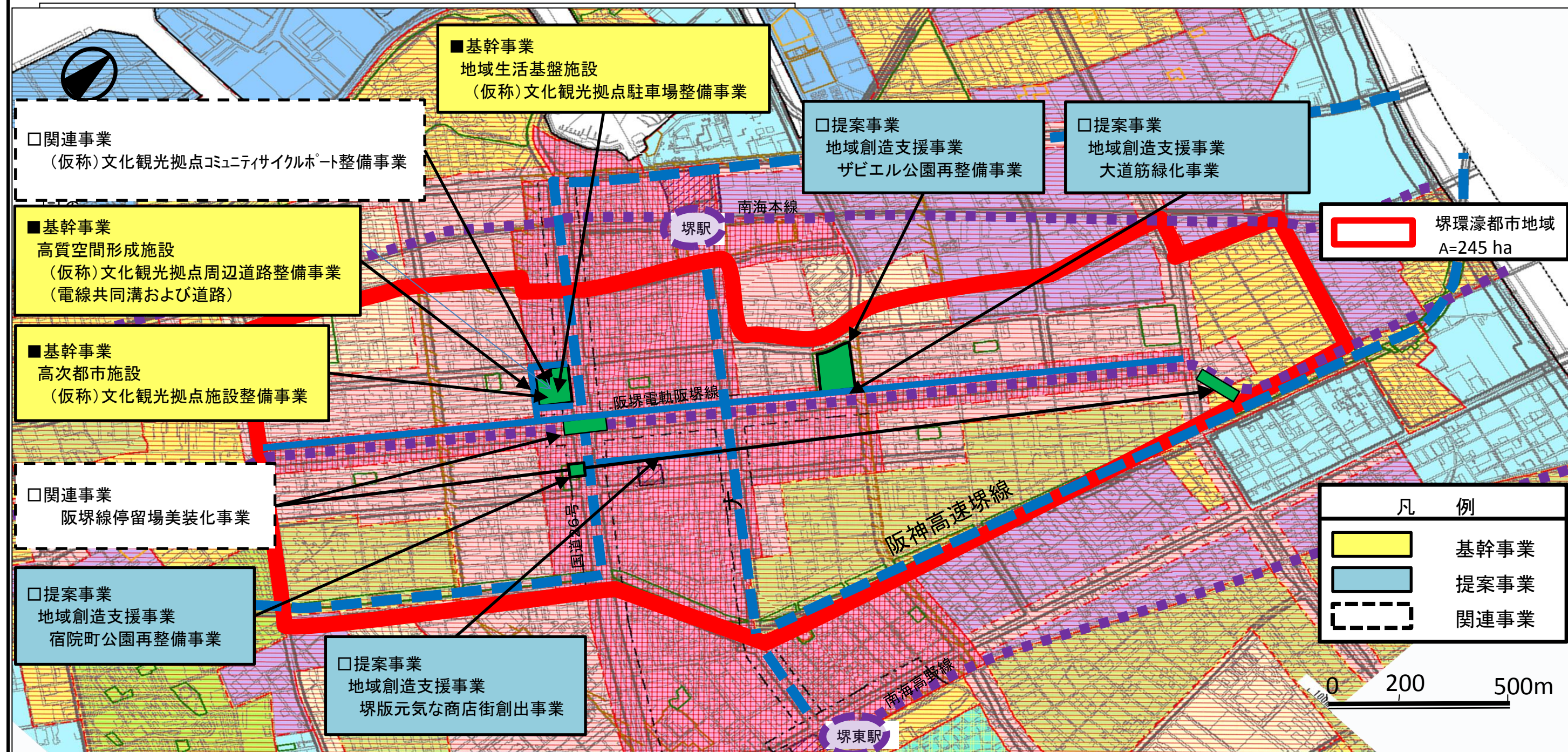
総計											1,577.5	1,522.9	54.6	1,385.7
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------	---------	------	---------

…A=A'+A''

都市再生整備計画の区域

<p>堺環濠都市地区(大阪府堺市)</p>	<p>面積</p>	<p>245 ha</p>	<p>区域 北半町西、北半町東、北旅籠町西一丁～三丁、北旅籠町東一丁～二丁、桜之町西一丁～三丁、桜之町東一丁～二丁、綾之町西一丁～三丁、綾之町東一丁～二丁、錦之町西一丁～三丁、錦之町東一丁～二丁、柳之町西一丁～三丁、柳之町東一丁～二丁、九間町西一丁～三丁、九間町東一丁～三丁、神明町西一丁～三丁、神明町東一丁～三丁、宿屋町西一丁～三丁、宿屋町東一丁～三丁、材木町西一丁～三丁、材木町東一丁～四丁、車之町西一丁～三丁、車之町東一丁～三丁、櫛屋町西一丁、櫛屋町東一丁～四丁、戎之町西一丁～三丁、戎之町東一丁～五丁、熊野町西一丁～三丁、熊野町東一丁～五丁、市之町西一丁～三丁、市之町東一丁～六丁、甲斐町東一丁～六丁、大町西一丁～三丁、大町東一丁～四丁、宿院町西一丁～四丁、宿院町東一丁～四丁、中之町西一丁～四丁、中之町東一丁～四丁、寺地町西一丁～四丁、寺地町東一丁～四丁、少林寺町西一丁～四丁、少林寺町東一丁～四丁、新在家町西一丁～四丁、南旅籠町西一丁～四丁、南旅籠町東一丁～四丁、南半町西一丁～四丁、南半町東一丁～二丁</p>
-----------------------	-----------	---------------	---

※ 計画区域が分かるような図面を添付すること。



内容	アイコン
都市計画区域境界	----
市街化区域・市街化調整区域境界	----
道路、河川等の地形・地物による地域境界 (管轄等境界については黒色表示)	----
道路・鉄軌道等からの後退線、その他 (管轄等境界については黒色表示)	----
外壁の後面距離(1m)	----
第一種低層住居専用地域	■
第二種低層住居専用地域	■
第一種中高層住居専用地域	■
第二種中高層住居専用地域	■
第一種住居地域	■
第二種住居地域	■
準住居地域	■
近隣商業地域	■
商業地域	■
工業地域	■
工業専用地域	■
特別業務地区	■
特別工業地区(第1種)	■
特別工業地区(第2種)	■
特別工業地区(第3種)	■
高度地区(第1種)	■
高度地区(第2種)	■
高度地区(第3種)	■
高度利用地区	■
防火地域	■
準防火地域	■
風致地区	■
駐車場整備地区	■
臨港地区(工業港区)	■
臨港地区(商港区)	■
臨港地区(緑豊厚生港区)	■
臨港地区(無分区)	■
生産緑地地区	■
生産緑地法第14条適用地	■
道路・都市高速鉄道	■
公園・緑地	■
その他都市施設	■
土地区画整理事業	■
市街地再開発事業	■
地区計画等	■

凡 例	
■	基幹事業
■	提案事業
---	関連事業

